

## 平成 20 年度 事業方針採択される！

平成 19 年 3 月 29 日開催された第 2 回定期総会にて、平成 20 年度事業方針が承認された。基本方針は“会長所感”で示されたとおりであるが「公益認定」取得のための“国民の目線による事業活動”となることは必須である。公益特別事業として健康増進普及啓発活動と位置づけた「生活習慣病予防啓発活動」「がん検診啓発活動」「エイズ予防啓発活動」を平成 19 年度と同様に“街頭大型 VISION”を用いた啓発映像の放映に加え、各地区における啓発活動を行う予定。健診促進啓発事業、献血促進啓発事業、感染症撲滅・予防啓発事業に取り込むこととなる。また、地球温暖化に伴う健康障害予防の調査研究をはじめ、国民を交えた医療安全対策事業を展開する。そのための組織の強化、あるいは会員のための共済関係事業も必要となる。更に、開発途上国技術支援企画推進委員会を設置し、海外協力事業を推進することとなるが、5 月には日韓協定締結 30 周年記念事業を始め第 3 回 AAMLS 学会の横浜開催に向けた準備を本格化する。

3 月に行われた監督官庁による「公益法人立ち入り検査」において、指摘のあった組織の構築、収益事業のあり方に関する方向性の転換も必要となる。いずれにせよ、平成 20 年度は今後の「公益法人・日臨技」に向けた本格的組織再構築に照準を合わせた事業展開になる。

## 平成 20 年度 診療報酬改正なる！ 検体検査管理加算に(Ⅱ)が新設・・・

平成 20 年 2 月 13 日に中央社会保険医療協議会より提出された「診療報酬改定に関する答申書」に、パブリックコメントなどによる検討が加えられ、3 月 5 日「特掲診療料の施設基準」＜厚生労働省告示第 63 号＞が公布された。平成 20 年 4 月 1 日より適用されることとなるが、検体管理加算が大きく改正され「検体管理加算(Ⅱ)」が新設された。従来の(Ⅱ)は要件が追加され、検体管理加算の基本となる(Ⅲ)となり、あらたに要件が緩和された(Ⅱ)が新設されたこととなる。要約すると、次のようになる。

### 1. 医師に関する要件<A>

(Ⅰ)：特に要件は無い。

(Ⅱ)：臨床検査を担当する常勤の医師が 1 名以上必要。「担当の常勤医師とは、検体検査の判断の補助を行うとともに、検体検査全般の管理・運営並びに院内検査に用いる検査機器及び試薬の管理についても携わる者」

(Ⅲ)：臨床検査を専ら担当する常勤医師が 1 名以上必要。「臨床検査を専ら担当する常勤医師とは、勤務時間の大部分において検体検査の判断の補助を行うとともに、検体検査全般の管理・運営並びに院内検査に用いる検査機器及び試薬の管理についても携わり、他の診療等を行っていない者」

### 2. 臨床検査技師に関する要件<B>

(Ⅰ)及び(Ⅱ)：特に要件は無い。

(Ⅲ)：常勤の臨床検査技師が 4 名以上配置されていることが必要。

### 3. 機器・試薬<C>

(Ⅰ)及び(Ⅱ)：特に要件は無い。

(Ⅲ)：院内検査に用いる検査機器及び試薬の全てが受託業者から提供されていないこと。

### 4. 常時実施できる体制にある検査項目に関する要件<D>

(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)：微生物検査が加えられ、その内容は「排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査(その他のもの)に限る」

### 5. 届出に関する要件<E>

(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)：検体検査を常時実施できる検査に係る器具・装置等の名称・台数等については、「受託業者から提供されているものを除く」

今回の改正点は、当会が要望していた 2 点が入り入れられたものと判断できる。一つは、この検体検査管理加算は「適正に行っている施設」に対する評価とするものであり、申請時の適正化を要望したことである。二つ目は、診療からの要望も考慮し、(手術などを前提とする)緊急時の対応として検査を携わる者の責任として「グラム染色」による微生物検査である。いわば、国民の目線にたった要望で「迅速な正確な(適性に行われる)検査データ」を主眼としている。更に、「臨床検査を専ら担当する医師」は実態とは異なることで、臨床検査技師が検査室を運営している実態を前提とした要望により、従来の(Ⅰ)を 100 点、(Ⅱ)を 200 点要望した。すなわち＜100+100=200 点＞である。今回の改正では(Ⅱ)において「臨床検査を専ら担当する医師」は「臨床検査を担当する医師」に緩和された。この「担当する医師」の「検体検査の判断の補助を行うとともに、検体検査全般の管理・運営並びに院内検査に用いる検査機器及び試薬の管理についても携わる者」については、現行の医療体系による「責任の所在」からと解釈可能である。今後は、(Ⅱ)の「加算点数」をアップさせることと「臨床検査技師の責任において」を実現させる活動が必要である。平成 15 年調査によると、(Ⅰ)を算定している施設は全国で約 3,200 施設、(Ⅱ)は約 700 施設にとどまっている。今回の改正により、(Ⅰ)及び(Ⅱ)は大幅に増加するものと推定される。更に、適正運営により(Ⅲ)から(Ⅱ)へ申請変更する施設が増加することが望まれる。法改正による「業務独占」はなし得なかったが、国民のための臨床検査は、勤務の所属には関係なく「臨床検査技師」が行わなければならないはずである。【高田鉄也】